

答申の概要

1 審査会の結論

令和5年7月25日に市長より諮問を受けた事案番号1から33までの投稿について、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号。以下「条例」という。）第1条に規定する人権尊重のまちづくりを推進するため、条例第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずることは、条例の要件を充たしており、妥当である。

必要な具体的措置としては、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

また、これらの投稿について前記措置を講じたときは、同条第2項の規定に基づき、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨の記載をした表現について公表を行うことが適当である。

- ・「日本にいる必要はないだろ」（事案番号1）
- ・「母国の韓国、又は北朝鮮に帰国するのが当然」（事案番号2）
- ・「帰ればいいのに」（事案番号3）
- ・「祖国にお帰りください」（事案番号4）
- ・「帰れよ」（事案番号5）
- ・「祖国にお帰り頂けますか」及び「永遠に海を渡って来ないようお願いします」（事案番号6）
- ・「お帰りいただいた方がよい」（事案番号7）
- ・「どうしたら帰ってくれますか」（事案番号8）
- ・「本当に来ないで」（事案番号9）
- ・「来ないで」（事案番号10）
- ・「帰れ」（事案番号11及び16）
- ・「本国に帰るのがお互いのため」（事案番号12）
- ・「不法入国者を強制送還しましょう」（事案番号13）
- ・「反日で嫌いな日本に、わざわざ住んでいただく理由はない」及び「大好きな国に出て行けば」（事案番号14）
- ・「祖国へお帰りください」（事案番号15及び18）
- ・「祖国へ帰れ」（事案番号17）
- ・「とっとと帰りやがれ」（事案番号19）
- ・「出ていけ」（事案番号20）

- ・「どうぞお帰りになってください」（事案番号 2 1）
- ・「帰ってください」（事案番号 2 2）
- ・「国に帰れ」（事案番号 2 3）
- ・「日本から出ていけ」（事案番号 2 4）
- ・「帰れと言うわ」（事案番号 2 5）
- ・「「帰れ」くらいは言われるのではないか」（事案番号 2 6）
- ・「タヒ」（事案番号 2 7）
- ・「国籍国へ帰れ」及び「外国人は日本に住む権利は無い」（事案番号 2 8）
- ・「在日韓国人強制送還」、「韓国人は帰れ」及び「祖国に帰れ」（事案番号 2 9 及び 3 0）
- ・「毒蛇のように駆除すべき存在」（事案番号 3 1）
- ・「帰れよ」（事案番号 3 2）
- ・「祖国へお帰りください」（事案番号 3 3）

2 審査会の判断

(1) 条例の目的とインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

条例第 1 条は、「この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする」と規定している。したがって、インターネット等を利用する方法による本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現の内容の拡散防止措置及びそれに関する公表を定める条例第 1 7 条第 1 項及び第 2 項も、第 1 条にいう川崎市における人権尊重のまちづくり（条例の前文では、これを「全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくり」と規定している）を推進する観点から解釈し、適用されるべきである。

(2) 条例第 1 7 条第 1 項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第 1 7 条第 1 項の本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかどうかの判断に当たっては、条例の目的である川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえて、法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身

体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑する」、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」の3類型に該当するかについて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断することが適当である。

また、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

（3）諮問された事案の条例第17条第1項の該当性について

事案番号1から33までの事案は、インターネット上の短文投稿サイト、特定のブログサイト又は電子掲示板へ投稿した事案であり、条例第17条第1項の「インターネット表現活動」に該当する。また、市の区域内で行われたことが明らかでないので、同項第2号の「市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）」に該当する。

事案番号1から33までの投稿は、特定の市民を対象としたものであり、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当する。

事案番号1から26まで及び28から33までの投稿は、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

また、事案番号27の投稿は、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであり、また、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体等に危害を加える旨を告知するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

（4）表現の内容の拡散を防止するために必要な措置について

事案番号 1 から 33 までの投稿は、令和 5 年 7 月 25 日時点で、インターネット上で誰でも閲覧できる状態になっているので、その表現の内容の拡散を防止するために、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

なお、事案番号 1 から 33 までの投稿の削除は、各サイトの利用ルールの内容にも沿うものとする。

(5) インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいように公表するとともに、公表したもの以外のインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないわけではないことを注記することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。